

平成 2 8 年 第 3 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 中 村 節 雄

副 委 員 長 館 田 瑠 美 子

1 開催日 平成28年9月12日（月曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第145号 契約の締結について
（市営住宅小柳第一団地E棟新築工事）
- 議案第146号 契約の締結について
（市営住宅小柳第一団地E棟電気設備新築工事）
- 議案第147号 契約の締結について
（市営住宅小柳第一団地E棟機械設備新築工事）
- 議案第148号 契約の締結について
（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ電気工事）
- 議案第149号 契約の締結について
（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ機械工事）
- 議案第150号 財産の取得について
（ロータリ除雪車の購入）
- 議案第151号 財産の取得について
（ノートパソコンの購入）
- 議案第152号 財産の取得について
（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）

○出席委員

委員長	中村節雄	委員	斎藤憲雄
副委員長	館田瑠美子	委員	木下靖
委員	天内慎也	委員	長谷川章悦
委員	山本武朝	委員	渋谷勲
委員	小倉尚裕		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	市民政策部参事	田中聡子
市民政策部理事	相馬紳一郎	総務部参事	岸田耕司
市民政策部理事	舘田一弥	総務部参事	高西正彦
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	山谷直大
総務部理事	加藤文男	総務部参事	工藤哲也
総務部理事	吉崎宏二	財務部次長	横内修
財務部長	仁藤司史	財務部次長	三上正俊
浪岡事務所副所長	棟方牧人	企画課長	菊池朋康
会計管理者	小鹿継仁	財政課長	奥崎文昭
選挙管理委員会事務局長	福田康平	建築営繕課副参事	星出正廣
監査委員事務局長	多田弘仁	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主査	加藤典和
---------	------	---------	------

○**中村節雄委員長** これより、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件についてただいまから審査いたします。

初めに、議案第 145 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○**加藤文男総務部理事** 議案第 145 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事）」について御説明申し上げます。

この工事は、昭和 47 年度から昭和 49 年度までにかけて整備した市営住宅小柳第一団地の建てかえに伴うものであり、平成 26 年度から平成 35 年度末までの間に順次 5 棟を整備する予定としておりますが、そのうちの 2 棟目となるものであります。

工事の概要であります。まず、構造は、住宅棟が鉄筋コンクリート造 9 階建て一部 6 階建て、駐輪場が鉄筋コンクリート造平家建て、ごみ置場が軽量鉄骨造平家建て、延べ床面積は、住宅棟が 8891.40 平方メートル、駐輪場が 313.50 平方メートル、ごみ置場が 22.92 平方メートルとなっており、戸数は 128 戸となっております。

なお、工期は平成 30 年 3 月 28 日までを予定しております。

平成 28 年 7 月 19 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、相互・青建特定建設工事共同企業体と 15 億 1214 万 6880 円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○**中村節雄委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。小倉委員。

○**小倉尚裕委員** まず、今回の落札率が 70.89%とありますが、2 番札の 80.91%との間に 10%近く差があります。例えば、人件費などは国の労務単価により、また、資材も高い価格での積算になると思うんですけれども、このことについてどのように考えていますか。

○**中村節雄委員長** 加藤総務部理事。

○**加藤文男総務部理事** 担当課から御説明いたします。

○**中村節雄委員長** 星出建築営繕課副参事。

○**星出正廣建築営繕課副参事** この入札に関しましては、低入札価格調査制度により調べております。

調査内容としては、入札根拠となる業者からの請負代金内訳書の項目と、請負代金内訳書のもととなる下請業者等から見積書を提出していただき、市の設計内訳書と各項目に関して著しい乖離がないかを精査しております。

乖離があった場合には、適切な見積書であるかどうかを確認しておりますが、その結果、今回は70.何%という率で落札者を決定しております。

いろいろ調査しましたが、入札書などを提示してもらった上で、今の金額を確認しております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の契約は低入札価格調査制度の対象ということですが、同制度の対象とどこかに書かれていましたか。

○中村節雄委員長 星出建築営繕課副参事。

○星出正廣建築営繕課副参事 入札執行票には低入札と書いておりませんが、今、小倉委員から落札率が70.何%ということへの質問でしたので、低入札価格調査制度での詳細な調査をしたということで、述べさせていただいたところです。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回の競争入札に付する事項には、落札を制限する制度のところきちんと低入札価格調査制度とありますが、今回の入札執行票には何でこれを書いていなかったのですか。

審査資格の中の競争入札に付する事項では、落札を制限する制度は低入札価格調査制度であるとあります。これは今の説明にありましたけれども、今回の契約の入札執行票には低入札であったということが出てこないです。今、話しをして、初めて出てきましたよね。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 これまでもこの入札執行票には、低入札の記入はしておりませんでした。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そうすれば、このように質疑で触れられたときに、初めて低入札かどうかということも聞けるということですか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 そういうことになります。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 1番札と2番札の差が2億円もあることについて、どう評価したんですか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 評価については入札の結果の数字でありますので、これは応札した業者の工夫や、努力の結果の数字だと認識しております。

結果としては低入札価格調査制度の範囲になりましたけれども、その調査も踏まえて、結果としてはオーケーだということで、今回は契約議案を上程しております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 入札者については資格もそうですけれども、適正かどうかもあります。そういう中で、この落札者が、過去にこのような建築の主なる契約をした物件というのは、金額的な面も含めてどういう物件がありますか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 担当課長から説明します。

○工藤哲也総務部参事 今回、JVを組んでいますけれども、相互建設工業株式会社の主な工事で申しますと、例えば現在やっております議会棟の耐震補強工事、それから、青森市立西田沢小学校校舎耐震補強工事があります。

あとは民間も含めて調査したところ、医療法人ベルソンテ鈴木皮膚科改築工事等々があります。

それから、株式会社青森建設工業社ですが、例えば市営住宅三内団地建てかえ工事ではありますが、この案件のJVの自社の持ち分として2億7000万円分は実施しているものであります。

その他細かいものとかいっぱいありますが、中央市民センター内真部分館新築移転工事もやっております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 その中で、今までで一番大きい契約案件は、議会棟ですか。

○中村節雄委員長 工藤総務部参事。

○工藤哲也総務部参事 調べた中で一番大きいのは、株式会社青森建設工業社の市営住宅三内団地建てかえ工事です。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは金額的なものは、あくまで相互建設工業株式会社が一番手ではないですね。

○中村節雄委員長 工藤総務部参事。

○工藤哲也総務部参事 株式会社青森建設工業社が2億7000万円ほど、それから先ほど申しました議会棟を、相互建設工業株式会社が約2億5500万円の自社請負分となっております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 議会棟の工事で雨漏りがありましたね。この責任とかは、どうなっているんですか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 雨漏りについて指名停止措置の対象となるかどうか検討させていただきました結果、軽微なものという判定となり、これについては、文書による注意と決定しております。

したがいまして、今回の小柳団地の入札の関係で報告する必要はなかったものと考えております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 済みません。もう1回、この議会棟の工事の金額はいくらでしたか。（「議会棟は約2億5500万円です」と呼ぶ者あり）

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 御懸念のところではありますが、先ほど御紹介ありましたように低入札価格調査制度でしっかり調査した結果として、ゴーサインが出たということと、業者がやるということで応札しておりますので、そういったことを考えますと、当方とすれば、この業者ができないという判断はできないということになります。

したがって、しっかりと施工監理をしていただきながらやっていただくということになろうかと思えます。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今、いろいろと説明を聞きましたけれども、このような予定価格の中でのこのような落札価格であると。そして、今までの会社の契約実績を考えても、落札者が市営住宅の工事を間違いなく施工できるのか非常に疑問が残ります。したがって、私は反対します。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 市の基準に照らせば、何ら問題がないということでしょうけれども、この入札に先立ち、今も出てきました議会棟の耐震補強工事等の中で雨漏り事故を起こしたということで、果たしてこの業者が小柳第一団地の工事を請け負うことは技術的にどうなんだろうかという疑義が残るということで、会派としては、現時点において賛成しかねるという現状です。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 先ほどの小倉委員の発言の中で、例えば今回の落札者のJVを構成する相互建設工業株式会社が、こういう15億円程度の大きな建てかえ工事をしたことがない、過去に経験がないから入札に入れない、または入札資格がないと言ったら、永久に経験がない業者は参入できないわけであって、経験した業者の中で請け負うということにも通じる発言かと思うんですけども、その辺はどう考えますか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 我々契約事務を扱う者といたしましては、競争性が発揮できるように、例えばいろいろな業種の方がおりますけれども、参加者数を確保して適正な競争をしていただくということをもって進めておりますので、今の御指摘の経験を積んでという部分も、当方としては酌んで考えております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今の話の中であった、経験がなくてもチャレンジしていく

ことは、何ら否定しません。私が言っているのは、議会棟の雨漏り事故の処分、そして結果責任に対する市のあり方は適正であったのかということです。

何ら問題がないのであれば、山本委員が言うことを、私は否定しません。企業として努力する、それが当然です。

何が問題かと言え、今回の議会棟の耐震補強工事において、このような問題があった。なおかつ、今回の件が今までの契約案件で一番大きいことを考えれば、果たしてこの予定価格 20 億円を超える工事、それもこのような落札率で落札をして、会社として本当に間違いがない仕事ができるんですか。

約 2 億 5500 万円のこの議会棟の改修工事は、あくまで耐震補強工事です。以前の西田沢小学校も耐震工事です。

それを考えれば、市として、先般の議会棟の雨漏り事故に対する処分のあり方は本当に適正であったのかということです。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 細かい話になりますので、担当課長から説明いたします。

○中村節雄委員長 工藤総務部参事。

○工藤哲也総務部参事 まず先に私からお話ししたいのは、軽微という基準の話をしておりますが、軽微というものについて、議員活動とか議会活動が軽微という意味では全くありません。

国はもとより、各都道府県及び本市を初めとする各市町村の制度が、国土交通省において事務を所管する中央公共工事契約制度運用連絡協議会——公契連と言いますが——に示された、指名停止等の措置要領モデルに準拠しています。

その中に「安全管理措置の不適切による公衆損害事故における軽微なものを除く」という表記があり、これは国の各省庁、県、他自治体の制度を確認したところ、ほぼ全てに明記されております。

一方で、この公契連が示した指名停止等の措置要領モデルの物損事故の場合の軽微なものの具体的かつ共通した客観的な判断基準は、国や他自治体を通じて例示されていないことが多いです。

解釈としては、公衆に与えた損害が、質・量ともに多大であり、かつ、物理的な損害がその後に人身へ悪影響を与えることが懸念される場合、また、インフラの損害などで住民の生活や企業活動に多大な悪影響を及ぼした場合が、軽微なもの以外に当たるとされております。

さらに、総務省と国土交通省から、指名停止措置の運用で望ましくないとと思われる措置を講じている場合が散見されるとの全国通知が行われており、その 1 つとして、自治体独自の判断で指名停止措置を講じることが挙げられております。

また、指名停止要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置の要件に該当する疑いがあるとの判断のみをもって事実上の指名回避を行っている、事業者に対して不利益な取り扱いをすることというのも明記されておりますので、市としては慎重を期すべきものと判断をしたところであります。

このことから、市が、民事上、事業者にとって指名停止措置などの一定のペナルティーとなり得る措置を講じるかどうかの判断基準としては、まず公序良俗に反するか反しないかが基本であり、そのペナルティーが重過ぎないかどうかとの観点で、本市での過去の類似事例、それから自治体の類似事例との均衡や整合性を踏まえることが必要であると考えたところであります。

今回の水漏れによる物損事故につきましては、本市での過去の類似事例は見当たりませんでしたので、経緯や他自治体の物損事故の事例を参考にすることとして確認したところ、直近では、平成26年4月に青森県の施工で行われた青森ベイブリッジ改修工事で、施工業者の溶接作業が原因で火災が発生し、周辺的一般車両49台に飛散物が損傷を与え、現場が2時間通行どめになったという事例がありました。県は公衆に与えた影響の規模、直接には人身事故は起きてはいないものの、場合によっては人身事故を招きかねないなどの判断から、1カ月の指名停止措置が行われております。

さらに、例えば除雪作業で民間の塀を壊した、壁を壊したなどの物損事故が少なからずあるのですが、住宅の一部損壊とか道路附帯物を壊したりといった場合にも、いずれも指名停止するほどの損害として扱っていないということで、その都度、随所で注意をしてきたということでもあります。

また、県担当者に、青森ベイブリッジ改修工事の実例を踏まえ本市議会棟での水漏れ事故による損害と比較考慮しながら見解を求めたところ、軽微なもの範疇になるとの見解を得たことから、指名停止措置とせず、文書による注意が妥当であると判断したものであります。

この軽微な損害という言葉は、定型句のように決まっている言葉を使ったわけであり、決して議会を軽視するつもりではありませんので、御理解いただきたいと思えます。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 いろいろな説明はわかります。しかし問題は、落札者に今まで経験がなくて、今までで一番大きい約2億5500万円の耐震補強工事をやった結果がこの前のような事例でありました。それが今回、落札率が2番札と約10%も違います。これで本当に適正な工事ができるんですか。それを考えれば、今回の入札の結果は認められないです。そこなんですよ。

別に山本委員が言うように、企業として努力をしてやっていくということは、当然あるべきです。

ただ今回の問題は、その前の部分でこういう問題があって、全くこのよう

な工事を請け負っていないです。そうでしょう。約2億5500万円や2億7000万円でのJVの耐震改修で。20億円の工事ともなれば、会社としての経営のあり方や資金的なものも含めて全く違うわけですよ。

そういうことも考えれば、本当にこのような形で工事ができるんですか。

だから、今回の契約案件に我が会派は反対しますと言っているんです。

別にさっきの指名停止の部分がどうのこうのではなくて、あくまでこうならこうですと言っている結果についての説明が、聞いても何か納得できないです。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 もう1度確認です。今の小倉委員の発言を聞いていると、議会棟の約2億5500万円相当の工事を請け負っている落札業者には、今回の予定価格20億円相当の市営住宅の建てかえという大きな工事をする資格や能力・実力がないのではないかというイメージにとれたのですけれども、そのような業者は入札に参加できるんですか。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 今回の入札の応募要件は、等級で建築一式のA等級、それから市内に営業所を有する場合は経営審査評価値で800点以上です。

それに対して相互建設工業株式会社がJVで応札してきたということであり、市が提示した建築一式A等級の業者指名という条件で入札に参加して落札し、その結果を踏まえ、低入札価格調査制度に基づく調査の結果、できるとの判断に至っていることから、できないことはないと考えております。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今の加藤総務部理事の説明を聞いていくと、そうすれば、例えば市の指名に関しての要件が果たして適正なのかとを感じるものも出てきます。

今回は今回として、この案件だけではなくて、市のさまざまな入札制度のあり方において、果たして今の入札制度がよいのか、今度はそこに入っていくんです。なので、これはこの案件とは別に話をしていかなければだめです。

このような建築でありながら予定価格より30%近く落札率が低くて、果たして本当に適正な見積もりの発注といえるのか。人件費などの労務単価等は国の規定で変わっていますが、例えば、東京都で発注する労務単価と青森市で発注する労務単価は、当然違うでしょう。

そういうことを考えれば、今後、この積算や市の契約のあり方が本当に適正なのか、そこに入っていくかざるを得ません。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 参考までに確認したいんですけれども、これが否決された場合はどうなるんですか。再入札とかになるのか、教えていただきたいです。

○中村節雄委員長 加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 否決となれば、また新たな入札となります。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。（「継続審査ですよね」と呼ぶ者あり）渋谷委員。

○渋谷勲委員 継続審査では、どうですか。

○中村節雄委員長 継続審査の場合はどうなりますか。工藤総務部参事。

○工藤哲也総務部参事 着工が結果的におくれることとなりますので、その結果によっては工事の完工がおくれることとなりますが、本常任委員会で決まった後に手続を行うこととなります。

○中村節雄委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 私も本議案には非常に危惧するところがあり、もう少し考える時間を与えていただきたいことから、自民清風会会派は継続審査でお願いします。

○中村節雄委員長 はい。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたしますけれども、ただいまの議案第 145 号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りをいたします。

議案第 145 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 145 号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村節雄委員長 起立多数であります。

よって、議案第 145 号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、議案第 146 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟電気設備新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 146 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟電気設備新築工事）」について御説明申し上げます。

この工事は、先ほど御説明申し上げました、市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事を行うに際し、それに付随する電気設備工事を行うものであります。

工事の概要であります。電灯設備工事を初め、動力設備工事、電熱設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

また、工期につきましては、平成 30 年 3 月 28 日までを予定しております。

平成 28 年 7 月 20 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社五十嵐電気商会と 1 億 3068 万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○**中村節雄委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** 本体工事が継続審査になって、その他の附帯工事を議決することにより、どのような影響があるのでしょうか。

○**中村節雄委員長** まず今の質疑に、加藤総務部理事に答弁を求めます。

○**加藤文男総務部理事** 本体工事が行われなくても、議案第 146 号の電気設備工事、議案第 147 号の機械設備工事ともに着工できませんから、議決後に両工事の本契約を結ぶと同時に、請負業者に事情を説明した上で、対応を協議することになります。

○**中村節雄委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** そうすると、今ここで議決しておかなければいけないのですか。例えば、両工事の個々の業者に同じように問題がある場合もあり得るから、契約自体は本体工事の後になるんだらうけれども、それでも議決しておかなければいけないのですか。

○**中村節雄委員長** 加藤総務部理事、議決する場合はどうなりますか。やはり本体工事が継続審査になっても、業者に説明しなければいけないから、今の電気設備工事や機械設備工事に関しても、議決だけはここでしなければいけないのですか。

はい、加藤総務部理事。

○**加藤文男総務部理事** 基本的に個別の契約案件ですから、それぞれ議決すべきと思います。（「ちょっと休憩」「本体工事ができないなら全て閉会中の継続審査にすればいいではないか」と呼ぶ者あり）

○**中村節雄委員長** わかりました。暫時休憩したいと思いますけどどのくらいがいいですか。（「15 分くらい」と呼ぶ者あり）15 分くらいですか。それでは、暫時休憩いたします。

午後 1 時 55 分から再開いたします。

午後 1 時 37 分休憩

午後 1 時 59 分再開

○中村節雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたしたいと思えますけれども、先ほど議案第 145 号に関しては、継続審査ということになりました。

そして、議案第 146 号の質疑を行っている中で、木下委員から意見がありまして、議案第 146 号、議案第 147 号に関しても、本体工事に伴う電気設備工事と機械設備工事でありますことから、一括で審査するという話もありましたけれども、両議案に関してはそれぞれ単独の契約案件でありますので、詳細を一度総務部長から御説明をいただいて、それから質疑を続行したいと思えますので、よろしくお願ひします。

総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 146 号、議案第 147 号の審査について御説明いたします。先ほど、議案第 145 号について継続審査となりましたので、いわゆる附帯工事両案の審査をどうするかということになります。

3 件いずれとも、入札・契約それぞれ独立した個別案件でありますので、ともに審査していただいて、仮に議決をいただけましたならば、きちんとした契約主と契約相手方の関係になった上で、本体工事がおこなわれている事情を説明した上で進めていくことが、業者の法的な安定性からも望ましいと思えますことから、議案第 146 号及び議案第 147 号につきましても、審査の上採決をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○中村節雄委員長 ただいまの説明のとおりであります。木下委員、納得されましたでしょうか。

〔木下靖委員「はい」と呼ぶ〕

○中村節雄委員長 それでは、議案 146 号について質疑を続行いたします。

ほかに発言はありますか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 総務部長から休憩中にいろいろ説明を受けました。議案第 145 号については、あくまで契約した者に問題があるということでの継続審査でしたので、今回の議案第 146 号、議案第 147 号はあくまで個別の案件であると説明を受けましたので、議案第 145 号とは別物と理解していました。

○中村節雄委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 146 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 147 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟機械設備新築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 147 号「契約の締結について（市営住宅小柳第一団地 E 棟機械設備新築工事）」について御説明申し上げます。

この工事は、先ほど御説明申し上げました市営住宅小柳第一団地 E 棟新築工事を行うに際し、それに付随する機械設備工事を行うものであります。

工事の概要であります。衛生器具設備工事を初め、給水設備工事、排水設備工事のほか、資料記載の各工事となっております。

また、工期につきましては、平成 30 年 3 月 28 日までを予定しております。

平成 28 年 7 月 20 日に、一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東和管工株式会社と 2 億 3807 万 5200 円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。館田委員。

○館田瑠美子委員 エレベーターも設置することになっておりますけれども、何人乗りですか。

○中村節雄委員長 星出建築営繕課副参事。

○星出正廣建築営繕課副参事 11 人乗りです。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 この団地は 128 戸を予定しているということですが、今まで建てた三内団地とかほかの団地でエレベーターがあるところも、その程度の人数が乗れるエレベーターになっているのですか。

○中村節雄委員長 星出建築営繕課副参事。

○星出正廣建築営繕課副参事 近くの小柳団地に 11 階建ての建物がありますが、そちらにはエレベーターがあると記憶しております。

○中村節雄委員長 館田委員。

○館田瑠美子委員 同じ団地内だから、建物の規模は同じ 128 戸くらいですか。

○中村節雄委員長 星出建築営繕課副参事。

○星出正廣建築営繕課副参事 平成 28 年 3 月に竣工した D 棟は、81 戸です。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。星出建築営繕課副参事。

○星出建築営繕課副参事 済みません、先ほどの 81 戸ではなく 80 戸です。

○中村節雄委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 147 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 148 号「契約の締結について（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ電気工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 148 号「契約の締結について（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ電気工事）」について御説明申し上げます。

この工事は、富田・沖館地区における浸水被害軽減のため、平成 25 年度から旧青森工業高校グラウンド跡地へ整備を進めている富田ポンプ場へ、雨水ポンプ等を制御する電気設備を設置するものであります。

具体的な工事内容といたしましては、①電力会社から受電するための受変電設備、②各機器を運転・停止するための運転操作設備、③機器の状態監視やポンプ場の水位を計測するための計装設備について設置を行うものであります。

工事には、機器製作に要する工場製作期間と、現地での機器据えつけ及び試験調整期間が必要でありますことから、平成 28・29 年度の 2 カ年で工事を行い、工期は平成 30 年 3 月 16 日までを予定しております。

平成 28 年 7 月 20 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社正興電機製作所東北営業所と 1 億 2852 万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 148 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 149 号「契約の締結について（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ機械工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 149 号「契約の締結について（富田ポンプ場 No. 1 雨水ポンプ機械工事）」について御説明申し上げます。

この工事は、富田・沖館地区における浸水被害軽減のため、平成 25 年度から旧青森工業高校グラウンド跡地へ整備を進めている富田ポンプ場へ、雨水ポンプ等の機器類を設置するものであります。

具体的な工事内容といたしましては、①雨水を排水するためのポンプ設備、②流入する雨水に含まれるごみ等を除去するための除塵設備、③エンジン等の運転に必要な空気の取り込みや室外への排気を行うための給排気設備について設置を行うものであります。

工事には、機器製作に要する工場製作期間と、現地での機器据えつけ及び試験調整期間が必要でありますことから、平成 28・29 年度の 2 カ年で工事を行い、工期は平成 30 年 3 月 16 日までを予定しております。

平成 28 年 7 月 21 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社石垣東北支店と 4 億 1397 万 1560 円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 149 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 150 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」について御説明申し上げます。

本件は、市が所有し、除排雪業者へ貸与している除雪機械のうち、老朽化したロータリ除雪車 1 台を更新するため取得しようとするものであります。

現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が車道用5台、歩道用5台の計10台、グレーダーが5台、タイヤショベルが1台の計16台となっております。

このうち平成9年に取得し、老朽化した歩道用ロータリ除雪車1台を更新するものであり、除雪幅及び定格出力など取得する車両の規格につきましては、資料に記載のとおりであります。

平成28年6月29日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、日立建機日本株式会社青森営業所と1263万6000円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第150号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第151号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第151号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」について御説明申し上げます。

情報システムへのサイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、本市が保有する情報資産の保護のため、これまで講じてきた対策に加え、現在、さまざまな情報セキュリティの向上に取り組むことにつきましては、平成28年2月16日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところであります。

本件は、当該事業の一環として、地方公共団体間の行政専用ネットワークいわゆるL G W A N接続系とインターネット接続系のネットワークに分割することで、新たにL G W A Nに接続するパソコン500台が必要となりますことから取得しようとするものであります。

7月15日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社N T T東日本一東北と4368万6000円で契約を締結しようとする

るものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 151 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 152 号「財産の取得について(マイクロソフトオフィスライセンスの購入)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 議案第 152 号「財産の取得について(マイクロソフトオフィスライセンスの購入)」について御説明申し上げます。

本件は、先ほど御説明いたしました、情報セキュリティー向上対策事業の一環で取得する 500 台のパソコンで使用するワード、エクセル等のオフィスソフトを取得しようとするものであります。

取得する財産は、「Microsoft Office Professional Plus 2016 日本語版」500 ライセンスとなっております。

平成 28 年 7 月 15 日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社青森ビジネスマシンと 2041 万 1460 円で契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○中村節雄委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村節雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

今定例会に出される議案の審査が終了いたしましたけれども、私から確認したい事項があります。

先ほど議案第 145 号については、閉会中の継続審査ということで採決をいたしました。そこで、今定例会においては閉会中の継続審査であるということの委員長報告になるかと思えます。

勘違いされていけば困りますので再度確認したいと思えます。これから、閉会日まで休会中となります。その休会中に再度審査をして、今定例会における委員長報告については、否決、可決という結果を提出すべきなのかどうかを確認したいと思えます。

先ほどは採決で閉会中の継続審査としましたけれども、そのままでよろしいかどうか、閉会中の継続審査に賛成された委員の御意見をお伺いしたいと思えます。

まず渋谷委員、委員長報告では閉会中の継続審査として議決をし、今定例会が閉会した後、再度本案を審査することとしますか。

○渋谷勲委員 この議会中でということですか。

○中村節雄委員長 今定例会です。

〔渋谷勲委員「閉会前にやればいいです」と呼ぶ〕

○中村節雄委員長 そうすると今定例会の休会中の審査でよろしいですか。

〔渋谷勲委員「そうそう」と呼ぶ〕

○中村節雄委員長 舘田委員。

○舘田瑠美子委員 私もそのように思います。今、業者のこともありますし、また、市営住宅を早く新しく建てかえてほしいと待っている市民の皆さんもたくさんいることから、余り延ばすことなく、今定例会の休会中のうちに、私たち議員がもう少しこの問題について審査して、結論を閉会日までに出したいと思っています。

○中村節雄委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この案件については、受注したJVのうちの1社が、今、議会棟耐震補強及び大規模改修工事をやっています。この工事に問題がある中で、なおかつ工期が重なる部分で、この会社が、このような約21億円の予定価格の工事を契約することは、やはりおかしいということで反対であり、当然、今定例会中に結論を出すべきだと考えています。

○中村節雄委員長 木下委員。

○木下靖委員 今定例会中の審査で。

○中村節雄委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 今定例会中でいいです。

○中村節雄委員長 そうすると、先ほど採決した部分に関しては、今、確認

をいたしましたけれども、今定例会の休会中に再度審査を行うことと決定したいと思います。

開催日時は皆さんと打ち合わせしたいと思いますが、その際には、関係部局以外の理事者は呼ばないで委員会を開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)